

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当社事業年度）において、給与総額を対前年度増加率1.5%以上とすることを従業員と合意したことを表明いたします。

令和 6年 5月 30日

株式会社振興

東京都港区西新橋〇-〇-〇

代表者氏名 振興 太郎

上記の内容について、我々従業員は、令和6年5月30日に、全体会議という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 6年 6月 5日

株式会社振興

従業員代表

給与又は経理担当者

氏名 経産 省太

氏名 瓦斯 花子



(必要提出書類)

1. 前年度の「法人税申告書別表1」
 2. 前年度の「法人事業概況説明書」若しくは税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類
- ※暦年により賃上げを表明した場合においては、前年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

(留意事項)

1. 企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表1を本表明書と同時にエルピーガス振興センターへ提出してください。
2. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額と同書類を、速やかにエルピーガス振興センターに報告、提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類(事業活動収支計算書)等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
3. 暦年により賃上げを表明した場合には、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年及びその前年における同表を作成後、それぞれの「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「㊤俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄の金額と同書類を、速やかにエルピーガス振興センターに報告、提出してください。
4. 上記2.による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後、経済産業省石油流通課に報告させていただきます。
5. すでに本表明書を当該年度中に経済産業省または他省庁へ提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

(記載時の留意点)

- ・事業終了後に当該表明書の内容について、留意事項2又は3における関連資料のご提出を頂くとともに、エルピーガス振興センターにて内容を確認させていただきますので、それらを踏まえた記載内容の選択をお願いします。
- ・表明書の赤字部分は、以下のいずれかの表現で表明内容の記載をお願いいたします。
 - ①を表明いたします。
 - ②従業員と合意したことを表明いたします。
- ・給与等受給者一人あたりの平均受給額(中小企業においては給与総額)を対前年度(又は対前年)に比べ一定の増加率以上の賃上げを実施する旨を表明した場合に加点する評価項目を新設します。
令和6年度においては、大企業の場合3%、中小企業の場合1.5%となります。